

議案第11号

現業職員就業規則の一部改正について

現業職員就業規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり議決を求める。

平成28年3月19日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

現業職員就業規則の一部を改正する規則

現業職員就業規則（昭和45年鳥取県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (昭和32年鳥取県条例第37号。以下「条例」という。) 第1条第2項に規定する現業職員(県立学校の職員に限る。以下「職員」という。)の労働条件に関しては、法令に特別の定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (昭和32年鳥取県条例第37号) 第1条第2項に規定する現業職員(以下「職員」という。)の労働条件に関しては、法令に特別の定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。</p>
<p>(育児部分休業)</p> <p>第3条 職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条の規定の適用を受ける者の例により、条例第15条第2項に規定する部分休業の承認を受けることができる。</p>	<p>(育児部分休業)</p> <p>第3条 職員の育児部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)について勤務しないことをいう。)については、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条の規定の適用を受ける者の例によるものとする。</p>
<p>(修学部分休業及び高齢者部分休業)</p> <p>第4条 職員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の2又は第26条の3の規定の適用を受ける者の例により、修学部分休業又は高齢者部分休業の承認を受けることができる。</p>	<p>(修学部分休業)</p> <p>第4条 職員の修学部分休業(当該職員が修学のため、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)については、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の2の規定の適用を受ける者の例によるものとする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(現業職員の給与に関する規則の一部改正)

2 現業職員の給与に関する規則(昭和32年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)第1条第2項に規定する現業職員(県立学校の職員に限る。以下「職員」という。)の給与の額及びその支給方法等について定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)に基づき、現業職員(以下「職員」という。)の給与の額及びその支給方法等について定めるものとする。</p>

(修学部分休業取得中の給与)

第6条 職員が現業職員就業規則（昭和45年鳥取県教育委員会規則第7号）第4条に規定する修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与について
は、地方公務員法第26条の2の規定の適用を受ける
者の例による。

(給与からの控除)

第6条 略

(雑則)

第7条 略

(給与からの控除)

第7条 略

(雑則)

第8条 略

本議案は、平成28年2月定例会議案第32号「仕事と家庭生活等との両立を図るための職員の勤務時間関係条例の整備に関する条例の設定について」(以下「条例議案」という。)が可決され、鳥取県知事により公布されることを前提としておりますので、条例議案又は条例議案に対する修正議案(高齢者部分休業を導入しない内容となるいるものを除く。)が可決され、鳥取県知事により公布された場合に効力を有することとなります。(本議案に係る改正規則については、本議案議決後教育委員会委員長による公布が行われることにより平成28年4月1日に施行となります。)